

龍野伝統的建造物群保存地区PRキャラクター「まちやくん」使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、龍野伝統的建造物群保存地区（以下「龍野伝建地区」という。）PRキャラクター「まちやくん」（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 キャラクターを使用する者は、あらかじめ龍野伝建地区PRキャラクター「まちやくん」使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) たつの市及び龍野町並み保存会が使用するとき。
- (2) たつの市内の公益的な活動をしている団体が文化振興、観光振興及び地場産業振興の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他、市長又は龍野町並み保存会長（以下「会長」という。）が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、龍野伝建地区PRキャラクター「まちやくん」使用（変更）承認書（様式第2号）により承認するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (2) 特定の個人、政党、思想又は宗教団体の活動を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
- (3) 消費者や利用者の利益を害すると認められるとき。
- (4) 第5条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しない恐れのあるとき。
- (5) 龍野伝建地区の品位を傷つけ、又は傷つける恐れのあるとき。
- (6) その他、市長又は会長が不適當と認めるとき。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、市長又は会長がやむを得ないと判断する場合は、この限りではない。

- (1) 承認された内容により使用し、市長又は会長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

- (3) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (4) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) 原則として、キャラクターを使用する物品等には「まちやくん」との表記を付すること。
- (6) 承認に係る物品等の完成品は、速やかに提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第6条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、龍野伝建地区PRキャラクター「まちやくん」使用変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、龍野伝建地区PRキャラクター「まちやくん」使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行う。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第7条 市長は、キャラクターの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、龍野伝建地区PRキャラクター「まちやくん」使用承認取消書(様式第4号)をもって行う。

(責任の制限)

第8条 前条の規定により、キャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない、

2 キャラクターの使用承認を受けた者が、キャラクターの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市長は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規程は、令和7年1月19日から施行する。